

広島市社会福祉審議会の公開に関する取扱要領 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 広島市社会福祉審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。</p> <p>(1) 民生委員の適否の審査に関する事項</p> <p>(2) 身体障害者の障害の程度の審査に関する事項</p> <p>(3) 里親の認定に関する事項</p> <p>(4) 児童の入所措置等に関する事項</p>	<p>第1条 (現行に同じ)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 広島市社会福祉審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。</p> <p>(1) 民生委員の適否の審査に関する事項</p> <p>(2) 身体障害者の障害の程度の審査に関する事項</p> <p>(3) 里親の認定に関する事項</p> <p>(4) 児童の入所措置等に関する事項</p> <p>(5) <u>児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議のうち児童の死亡事故等の重大事案の調査審議に関する事項</u></p>
<p>2 議題を非公開とする場合の決定は、委員長に一任する。</p>	<p>2 議題を非公開とする場合の決定は、委員長に一任する。</p>
<p>第3条 ～ 第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第3条 ～ 第9条 (現行に同じ)</p> <p>附 則 (現行に同じ)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和4年5月 日から施行する。</u></p>